

板橋区の保健衛生 事業概要

令和3年版



板橋区

はじめに

本書は、板橋区の保健衛生事業について、実施体制、令和2年度実績、統計などをまとめたものです。

保健衛生行政を取り巻く環境は、急速な少子高齢化の進行や雇用基盤・家族形態の変化などに加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う世界的な感染症対策の強化と新しい日常への移行、また、年々被害が増加している災害への対応力の強化など様々な課題が顕在化し、平常時の保健施策の機能強化と緊急・突発時の的確で実効性のある体制確保と対応力が求められています。

板橋区では、平成8年の「いたばし健康福祉都市宣言」で掲げる、区民のだれもが健康でいきいきと暮らせる“生涯を通じた健康づくりと福祉のまちづくり”をめざし、「板橋区地域保健福祉計画」、「いたばし健康プラン～板橋区健康づくり21計画（第二次）～」などにより、計画的に施策を推進しています。加えて、平成28年に新たに策定した「板橋区基本計画2025」の基本政策の一つ「豊かな健康長寿社会」の実現に向けて積極的に取り組んでいます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、PCRセンター開設や新型コロナ健康相談窓口拡大など検査・相談体制の確立を行うとともに、新型コロナ対応病床の整備支援や退院基準を満たした患者の転院支援など医療機関への支援、ワクチン接種体制の確保等、感染防止や医療体制確保に努めました。併せて長期的な新型コロナウイルス感染症に迅速かつ的確に対応するため、人員体制を確保して保健所機能を強化しました。新型コロナウイルス感染症についてはまだ収束に至っていませんが、今後も全力で取り組んでまいります。

また、コロナ禍では、地域団体活動や講演会などこれまでと同じようにはできない取り組みもありますが、新しい日常の中で区民の方々の健康増進や公衆衛生の向上が少しでも実現できるよう事業を工夫して取り組んでいきます。

保健衛生行政は、公衆衛生や地域保健など、区民の生活に密接に関係しています。「東京で一番住みたくなるまち」の実現をめざし、区民の暮らしを向上させる取り組みを推進し、必要とされる施策を着実に進めていきます。本書が、板橋区の保健衛生の現状を考え、ご理解を深めていただく一助となれば幸いです。

令和3年9月

板橋区

いたばし健康福祉都市宣言

生涯を通じて 心身ともに健康でいきいきと幸せに暮らすことは 私たち区民すべての願いです
私たちは自らの健康の保持と増進につとめ 住み慣れた地域のなかで安心して生活がえられるよ
うともに支えあい 地域福祉の実現に取り組んでいかなければなりません
そのためには 区民一人ひとりが健康を自覚し 健康的な生活習慣を実践するとともに すべて
の区民が個性ある人間として尊重され 生活の向上にむけた主体的な社会参加の機会が保障される
福祉の充実が必要です
板橋区及び板橋区民は 区民憲章のもとに生きがいとゆとりをもった健康な生活がおくれるよう
ともに協力して 生涯を通じた健康づくりと福祉のまちづくりをめざして ここに健康福祉都市を
宣言します

平成八年四月一日

本書の表記等について

1 「障害」と「障がい」について

板橋区では、人権尊重などの観点から、人を表わす場合に用いられる「障害」を、「障がい」に改めて表記しています。人間全てが分け隔てなく共生できるという意味も込めて、さらなる保健福祉行政の進展をめざしていきます。

＜表記の基準＞

- ① 人を形容する単語、熟語として用いる場合は、「障がい」と表記
- ② 国の法令や他の地方公共団体の条例等に基づく制度・施設名、法人・団体等の固有名詞については、そのまま「障害」と表記

2 年度・年について

Ⅱ 事業概要は、原則として令和2年度(令和2年4月1日～令和3年3月31日)の実績。

Ⅲ 衛生統計は、原則として令和2年度(令和2年4月1日～令和3年3月31日)の数値。
静態的時点表示が妥当な場合は、各時点のものをそれぞれ使用しています。

3 表中の記号について

計数のない場合	—
計数不明の場合	…
数値微少の場合	0.1
計数のありえない場合	・
減を表わす場合	△
省略の場合	/

4 小数点以下の桁がある数値について

小数点以下の桁がある数値については、四捨五入を原則としているため、合計値と各項目の合計とが一致しないことがあります。

5 表紙ロゴマーク

板橋区の健康づくりシンボルマーク「健ちゃん」